

新濃尾（二期）農地防災事業

新木津用水路春日井兵田岩野工区（その2）改修工事

現 場 説 明 事 項

（第2回変更）

東海農政局 新濃尾農地防災事業所

## 1. 一般事項

### 1) 見積に関する事項について

- (1) 本工事の見積の提出は、工事請負変更契約書案、契約変更等協議書及び現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積には、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・ 見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
  - ・ 郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課事業経理調整係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
  - ・ 電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。
  - ・ 電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに tokai\_nyusatu@maff.go.jp宛送信すること。
- (2) 本工事の見積に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### 2) 部分払いについて

（変更なしにつき省略）

### 3) 工事請負契約書案について

（変更なしにつき省略）

### 4) その他

（変更なしにつき省略）

## 2. 特別指示事項

### 1) 一般事項

（変更なしにつき省略）

### 2) 工事概要

特別仕様書（第2回変更）に示すとおり。

### 3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書）

共通仕様書、特別仕様書（第2回変更）に示すとおり。

4) 契約に係る事項  
別紙のとおり。

### 3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは、令和8年2月20日17時までに書面（FAX可）をもって東海農政局新濃尾農地防災事業所工事第三課長宛に提出すること。

なお、質問があった場合は、令和8年2月24日17時までに書面により回答する。

(別 紙)

## 契 約 に 係 る 事 項

### 1. 工種体系区分等

本工事における工種区分は「水路工事」、積算体系年月は「令和7年2月」、共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分は「一般交通影響有り(2)-2」、地域区分は「愛知(1)」、地区区分は「新濃尾(4)」を適用している。

また、労務単価の単価期は「令和7年3月」を、労務単価以外の単価期は「令和7年2月」を適用している。

### 2. 工期

本工事の積算上の工期は、令和7年7月5日～令和9年5月25日(690日間)としている。

なお、水路本体の施工時期及び範囲は、下記のとおり計画している。

1期 令和7年度：No. 94+15.200 ～ No. 95+21.300 (1工区)

2期 令和8年度：No. 93+70.040 ～ No. 94+15.200 (1工区)

No. 86+35.000 ～ No. 86+63.500 (2工区 木戸橋)

No. 87+39.565 ～ No. 87+51.432 (2工区 大平橋)

### 3. 資材価格

土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格(東海農政局公表分)は、以下に公表している。

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/nn/price/index.html>

### 4. 良質土の定義

特別仕様書に記載する良質土とは、礫質土、砂、砂質土及び購入土(山土砂等)をいう。

### 5. 埋戻し及び盛土

埋戻し及び盛土は、掘削により発生する良質土を想定しているが、発生した土が埋戻し及び盛土に不適切な場合は、セメント系土質改良材の添加により第3種改良土(発生土利用基準について(平成18年8月10日))相当に改良することを変更協議する場合がある。

### 6. 土取場、流用土仮置場及び建設発生土受入地

特別仕様書第5章6に示す土取場、建設発生土受入地、流用土仮置場(四ツ家町仮置場、上田楽仮置場)までの距離は1.3km、4.3kmを見込んでいる。

なお、四ツ家町仮置場については、関係者との協議調整により、整備を追加する場合がある。

### 7. 既設構造物撤去工及び金属類の取扱い

(1) 既設水路の底版は無筋コンクリートを見込んでいるが、現地と相違する場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 特別仕様書第5章7に示す金属類受入地(下末仮置場)までの距離は、5.0kmを見込んでいる。

また、発生材の下にシートを布設するように指示(変更追加)する場合がある。

下末仮置き場を利用する工事は、特別仕様書第4章2に示す他に以下の工事で利用する。

工 事 名	施工(予定)時期
新木津用水路小牧久保一色工区その4工事	令和7年6月～令和8年3月(予定)
新木津用水路小牧久保一色工区その8工事	令和7年6月～令和8年3月(予定)
新木津用水路小牧岩崎工区その4工事	令和6年6月～令和8年3月(予定)
新木津用水路小牧岩崎工区その8工事	令和7年6月～令和9年3月(予定)
新木津用水路小牧東田中工区(その3)改修工事	令和7年6月～令和9年3月(予定)
新木津用水路小牧東田中工区(その4-2)改修工事	令和6年6月～令和9年3月(予定)
新木津用水路小牧東田中工区(その6)改修工事	令和7年6月～令和9年3月(予定)
新木津用水路小牧東田中工区(その7)改修工事	令和6年6月～令和9年3月(予定)
新木津用水路春日井上田楽工区(その1-1)改修工事	令和6年7月～令和8年3月

#### 8. 建設資材廃棄物処分の数量

構造物撤去等に伴い発生する建設資材廃棄物処分(コンクリート殻、アスファルト殻、廃プラスチック等)の数量については、実績数量を踏まえ変更協議するものとする。

#### 9. 貸与品について

貸与品の購入価格は以下のとおりである。

名称	規格	単位	価格(円)
高密度ポリエチレン管	φ800, ダブル構造	m	24,800
高密度ポリエチレン管	φ800, 45° エルボ	個	110,000
高密度ポリエチレン管継手	φ800	個	24,100

#### 10. コンクリートの養生について

コンクリートの養生については、一般養生を想定しているが、現場条件により給熱養生が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 11. 水路工

本工事の上流及び下流の水路は施工済みであり、コンクリート二次製品の据付に当たっては、現地を確認した上で割付計画を検討するものとする。

なお、設計図書に示す施工が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

岩野川合流部について、接続部の形状を関係機関と協議中であるため、結果を踏まえ変更協議する場合がある。

#### 12. 付帯工

安全施設工(フェンス扉等)、法面工、兵田分土工(階段工等)、アームコ型ゲートについては、関係機関と行う協議調整により構造や位置等を変更及び追加する場合がある。

#### 13. 復旧工

復旧工(As舗装等)については、関係機関と行う協議調整により構造や範囲等を変更及び追加する場合がある。

#### 14. 仮設工

##### (1) 仮廻し水路工及び仮設排水路工

特別仕様書第5章9に示す仮設排水路は、特別仕様書第7章1に示す高密度ポリエチレン管を予定しており、施工に当たっては、適切な設置撤去及び善良な維持管理が

行われることを前提としているが、やむを得ず通常の補修による再利用が困難な損傷等が生じた場合は、設計変更により必要数量を補充することを考えている。

(2) 水路内清掃費用

特別仕様書第5章9に示すとおり、現場内を流下させる計画としているが、工事再開に向けて排水・清掃費用が必要となった場合には、監督職員と協議すること。

(3) 工事用道路及び工事用進入路

特別仕様書第5章2及び3に示す工事用道路及び工事用進入路については、発注者が行う協議調整により構造等を変更協議する場合がある。

(4) 仮設フェンス

仮設フェンスについては、関係機関と協議中であるため、結果を踏まえ変更協議する場合がある。

15. その他

架空線については、防護措置（防護管設置）に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により防護措置が必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

※下線部は変更箇所